

令和8年度 袋井市道路・河川・公園施設等包括管理業務委託（社会実験）

要求水準書

総 則

1 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、袋井市道路・河川・公園施設等包括管理業務委託（社会実験）（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の水準及び特記事項を示すものである。

本要求水準書は、現時点において市が考えている基本的な水準を示すものであり、受託者が創意工夫によって要求水準を上回る提案を行うことを妨げるものではない。

2 要求水準の達成

受託者は、本要求水準書に定める水準を達成するよう、業務を遂行しなければならない。受託者は、従来市が実施していた作業で得られる効果と同等以上の施設の状態を保たなければならない。

3 要求水準を満たさない場合の措置

市は、受託者が実施する維持管理業務の水準が、本要求水準書に定める水準を満たすことができないと判断した場合は、業務内容の速やかな改善を指示する。その場合、受託者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

4 要求水準書の見直し

履行期間中に当初想定し得ない事象が生じた際、本要求水準書の内容を見直すことで改善できる事項がある場合は、委託実施の途中段階であっても本要求水準書を見直すことができる。なお、見直しにあたっては、市と受託者で協議のうえ、その内容を定めるものとする。本業務は、市と受託者の合意があった場合、次のとおり履行期間内に要求水準を見直すことができるものとする。

(1) 要求水準の見直し

市は、受託者との協議のうえ、履行期間中に要求水準の見直しを行うことができる。要求水準の見直しは、次の場合に行う。

ア 法令や各種指針、基準等が改正され、要求水準の変更が必要となった場合

イ 市の事由により業務内容の変更が必要な場合

ウ その他、市が業務内容の変更が特に必要と認める場合

(2) 要求水準の見直しに伴う契約変更

市と受託者は要求水準の変更に伴い必要に応じて契約変更を行うことができる

(3) 要求水準書の内容に疑義が生じた場合の対応

要求水準について、市と受託者の間に判断の相違がある際は、市が従来管理していた実績やその他の路線の状況を参考基準として協議を行う。

第1章 業務概要

- 1 業務名称 令和8年度袋井市道路・河川・公園施設等包括管理業務委託（社会実験）
- 2 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 対象区域 袋井市全域における市管理の道路、河川、公園
- 4 対象施設 【対象路線及び数量】

項目	路線・河川・公園数	延長・面積	備考
道路	3,854 路線	1,137 km	市管理の道路 (トンネルも含む)
	橋梁 923 橋	8.8km	
河川	12 河川	21km	市管理の河川 (その他普通河川も対象とする。) (左記は準用河川の数量を明示)
公園	197 箇所	879,938 m ²	指定管理を除く公園

※上記数値は、令和7年4月1日現在のもの。

5 業務範囲

業務項目	主な業務内容
業務計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書の作成 ・業務報告 ・定例報告（月1回）の資料提供及びモニタリング（3か月に1回程度）の実施
マネジメント手法の確立と運用	<ul style="list-style-type: none"> ・受付業務（電話・電子メール等による市民からの道路等破損状況の受付、市受付分の入力） なお平日 8:30～17:15 は必ず受付を行うものとする。 ・電話・電子メール等で受け付けた道路等（道路・河川・公園）の情報収集と整理、修繕業務の発注、修繕等の管理体制の構築と運用 ・修繕実施の施工管理（品質管理） ・修繕等の費用の支払い業務体制の構築と運用 ・道路等のパトロールの実施（市職員と共同実施） ・路面清掃業務の試行（通行支障となる雑草除去も含む） ・業務報告及び技術協議（随時） ・地元建設事業者の育成や技術向上策の検討と実施 ・修繕データの分析による事業化の提案

※修繕業務は、原則として本市内に本店・支店を有する業者（以下、「市内業者等」という。）に発注すること。

※上記の発注にあたっては、予め、市の上記を承を得て作成した施工業者リストより、補修の箇所、内容を考慮し、事業者の調整、作業指示を行うものとする。

6 適用法令等

本業務の実施にあたり、各業務の内容に応じて関連する各法令、要綱・各種基準等を遵守すること。

第2章

1 業務計画の作成及び業務報告

(1) 業務の内容及び範囲

ア 業務計画の作成

受託者は、本要求水準書と提案書に基づき、維持管理業務の業務計画書を作成すること。業務計画書は、実施体制、作業内容、各業務の計画や緊急時の対応等、業務実施に必要な事項を含む内容とし、市と協議の上で承認をうけるものとする。

イ 業務報告

各業務における事務手続きの負荷軽減を目的に、次の業務報告を行う。

(ア) 定例報告（月1回の資料提供）及びモニタリング（3か月に1回程度）の実施

a 定例報告の提出

受託者は、効率的な報告方法を検討するとともに、業務計画書において提案し、市から了承を得た上で、事業実施内容を報告書として提出するものとする。

b モニタリングの実施

受託者は、3か月に1回程度、実施しているインフラ修繕について、工法や実施単価、施工内容の適正性を確保するためのモニタリングを実施し、市の点検を受ける。なお、モニタリングは全件ではなく、実施前に市が指定する修繕数件とする。

(イ) 緊急報告

作業中に緊急性の高い報告事項があった場合は、速やかに（閉庁日の場合は、あらかじめ定める緊急連絡体制に準ずる。）市担当者へ報告しなければならない。

(ウ) 委託業務完了報告書

受託者は履行期間終了時に、業務の状況をまとめた委託業務完了報告書を、市の内容確認を受けたのちに提出する。

2 受付業務

受託者は、市民からの電話や電子メールなどにより、袋井市が管理するインフラ（対象施設）の不具合通報等の受付を行うとともに、静岡県が提供するインフラメンテナンス共有システムを活用し、関係者間（受託者、市、市内業者等）で簡易に情報共有が可能な体制を構築する。

詳細は、「【別紙1】受付業務実施要領」を参照

3 道路・河川・公園の維持管理業務の確認・発注・支払い等

(1) 共通

ア 作業指示

本業務では、市からの受託者に対する作業指示に加え、受託者は対象施設に関する市民からの電話等による不具合通報のうち、後述する各業務の対象施設について、要

求水準に基づき、緊急を要する補修を効率的な手法を検討したうえで、市内業者等に発注を行う。

イ 作業実施

受託者から市内業者等に発注した際には、遅滞なく作業を実施させる。

各業務において受託者が市内業者等に順守させる作業方法・使用材料、満たすべき品質は、後述する各業務の要求水準に示す。

ウ 完了報告

受託者は、各作業の出来形が確認できる記録を残すこととする。記録方法は現場写真（データ）を原則とし、作業の場所及び出来形が判別できるよう、同一位置からの着手前及び完了後を撮影・記録する。

また、本業務では作業 1 件を実施するごとに、都度の完了報告書の作成と提出は行わないこととし、定例報告としてまとめて報告・提出することとする。

エ 市内業者等への支払い業務

本業務において受託者から市内業者等への支払いを行う際の課題や問題点を把握するため、業務内で一部の修繕業務に対する支払い（修繕費用総額 税込 60,000 千円）も実施する。受託者が市内業者等に行った支払いについては、総額を把握し市と共有する。受託者は、市内業者等からの見積書及び請求書の効率的な提出方法、効果的な支払い方法などを検討するとともに、業務計画書において提案し、市から了承を得ること。また、市内業者等が実施した修繕に基づく請求書の受領後 1 か月以内に支払いを行うこと。

オ 業務指示 1 件当りの限度額

本業務における業務指示 1 件当りの限度額は、500 千円（税込）を原則とする。

500 千円を超えるものは、別途協議するものとする。

カ 年間修繕実施件数（参考）

過去 2 年間の修繕実施件数（概数）は次のとおり。（インフラメンテナンスセンターで対応したものだけでなく、市が直接実施した修繕の件数も含む）。

業務	令和 5 年度	令和 6 年度
道路	820 件	729 件
河川	108 件	120 件
公園	132 件	103 件
計	1,060 件	952 件

(2) 各業務の対象施設

業務	対象施設
道路の維持管理 (トンネル・橋梁を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装（車道、歩道） ・排水施設（側溝、街渠、集水桝等） ・交通安全施設（道路照明灯、視線誘導標、車線分離標、標識、防護柵等） ※道路照明灯の灯具、区画線は除く
河川の維持管理 (普通河川・準用河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防（天端、堤体、護岸、護床等） ・樋門、樋管
公園の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・園路及び広場 ・管理施設（トイレ、休憩所、ベンチ、門、フェンス、標識等） ※遊具、照明灯は除く（通報は受け、市へ報告する）

(3) 各業務の要求水準

業務	区分	基準
共通	作業方法	利用者等の安全に十分に配慮し、関連する各法令・要綱・基準等に準拠した工法で行うこと。
	使用材料	関連する各法令・要綱・基準等に準拠した材料品を使用すること。
	施設品質	作業完了後の施設の品質は、各施設の利用に供するに適したものとなるよう、関連する各法令・基準等に準拠すること。
道路の維持管理 (トンネル・橋梁を含む)	舗装	人や車が安全に道路を通行できるように、舗装損傷に対して補修を行う。 詳細は、「【別紙2】舗装補修実施要領」を参照
	排水施設 交通安全施設	人や車が安全に道路を利用できるように、補修を行う。
	路面清掃	路面清掃業務については、延長7km・年間2回実施するものとする。施行箇所は別途協議するものとする。
河川の維持管理	堤防	人や車が安全に河川を利用できるように、補修を行う。
	樋門、樋管	通水に支障が生じないように、補修を行う。
公園の維持管理	園路及び広場	人が安全に公園を利用できるように、補修を行う。
パトロールの実施	道路等	週に1回以上の頻度で道路等（路面及び道路構造物など）の点検パトロールを実施する。点検パトロールは、「【別紙3】道路施設点検パトロールマニュアル」に基づいて破損の有無を点検・確認し、簡易的な修繕が可能なものについてはその場で修繕を実施する。点検パトロールは市職員と同行してパトロールの視点や留意箇所等を習得するとともに、実施内容等について報告書を作成する。

【別紙 1】

受付業務実施要領

受付業務は、以下の各号に従って実施すること。

受託者は、対象施設に関する市民等からの電話での不具合等の通報及び要望・相談等の受付を行い、効率的な受付簿の管理等を検討し、関係者への共有等を行う。

- 1 電話等の受付は、少なくとも平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までは行うものとする。
なお、受託後の電話対応状況に応じて電話受付の曜日、時間帯等についての変更協議に応じること。
- 2 夜間、休日等の受付時間外の緊急通報については、市の日直、管理室につながる代表番号を紹介するアナウンスを行うこと。
- 3 電話回線の設置、機器等の調達にかかる経費は、受託者の負担とする。
- 4 電話等の受付時には、受付簿を作成し、以下の内容を記録しておくこと。記録様式は自由とするが、受託者、担当職員間で随時共有を図ることができるツール等を使用すること。使用するツール等の詳細は、業務委託契約締結後に市と協議すること。
 - ア 受付日時
 - イ 通報者の氏名、住所、連絡先（任意）
 - ウ 不具合の発生場所、発生内容
 - エ 緊急対応の必要性※利用者の安全性が阻害される恐れのある不具合が発生している場合等を緊急対応が必要な場合とする。
- 5 本業務の対象施設以外に関する電話であった場合には、対応している機関等の紹介、案内等を行うこと。

舗装補修等実施要領

1. 舗装補修業務における留意事項の考え方

包括的民間委託において、舗装補修の実施判断を行う場面は、下図1の業務フローに示すように、即日実施する「緊急対応」と、人員・機械・材料等を揃えて実施する「補修対応」に分けられる。

下表1に示すように、「緊急対応」と「補修対応」それぞれの業務の留意事項を参考のために作成した。

図1 舗装管理における業務フロー（標準的なパターン）

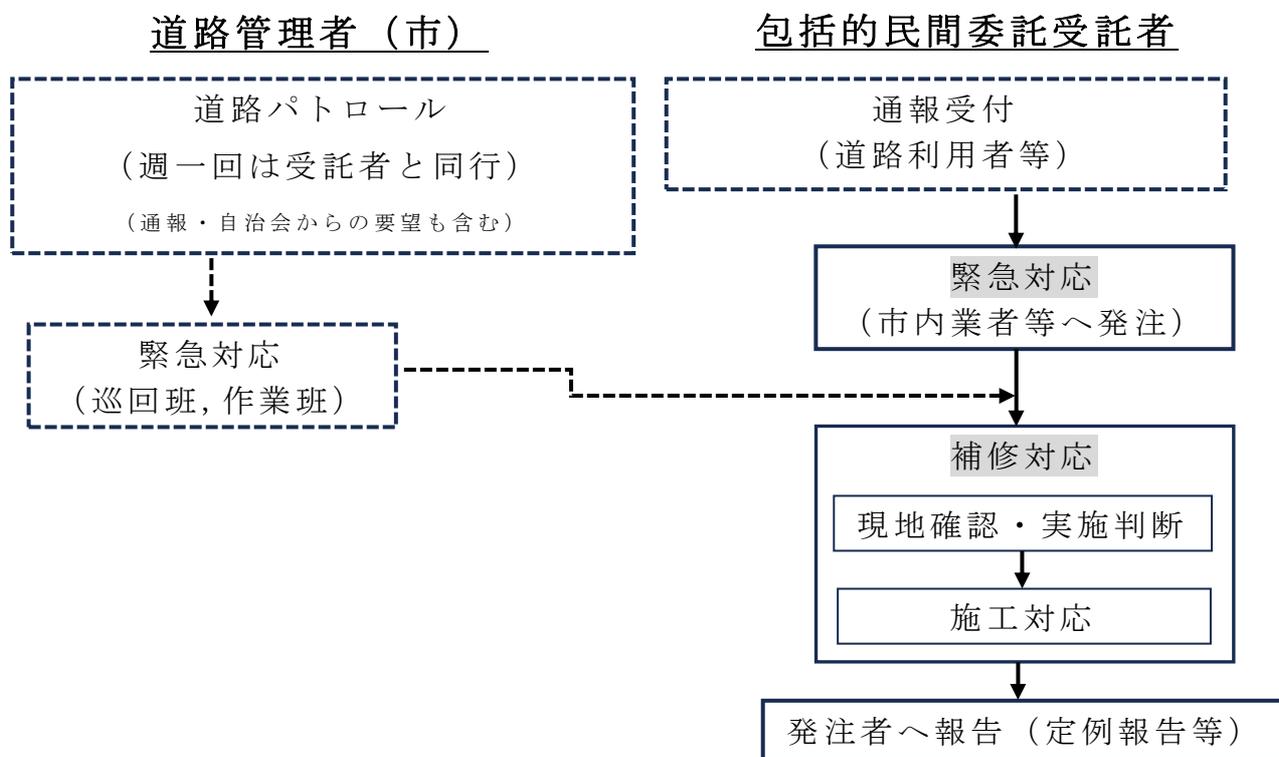


表1 舗装補修実施要領における緊急対応と補修対応の考え方

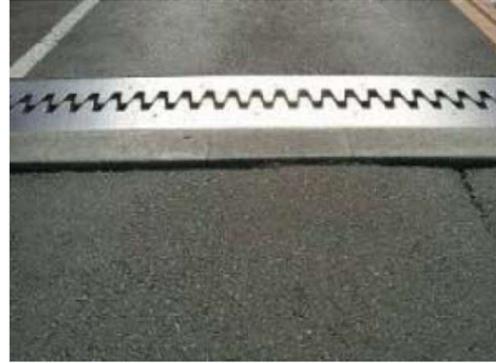
場面	設定の考え方	使い方
緊急対応	① 利用者の安全確保 ② 道路事故の再発防止	⇒現地での巡回班や作業班による判断を支援
補修対応	① 損傷状況に応じた適切な補修 ② 施工時の留意事項	⇒補修方法の選択、補修範囲の設定を支援 ⇒施工品質向上のための適切な施工管理を支援

2. 「緊急対応」について

市民など道路利用者からの情報により、安全な交通に支障が認められた損傷箇所については、すみやかに緊急対応を実施する。



ポットホールの例



段差の例

緊急対応が必須の損傷※

<緊急対応の工法>

(1) パッチング

ポットホール、段差、局部的なひびわれ、くぼみ等修理部分に舗装材料を直接充填する工法であり、主として部分的、応急的に用いる。

一般的に用いられる工法は加熱混合式工法であるが、緊急の場合には常温混合式工法を用いてもよい。

① 常温混合式工法

常温混合式工法による場合は、常温アスファルト混合物を用いて施工する。アスファルト混合物が常温で取り扱えるので施工は容易である。加熱混合物と比較し、初期の安定性や耐久性がやや劣るものの、緊急性を要する場合や、局部的・暫定的な場合に用いられている。あくまでも暫定的な処置であり、できるだけ速やかに加熱アスファルト混合物等で対処することが望ましい。

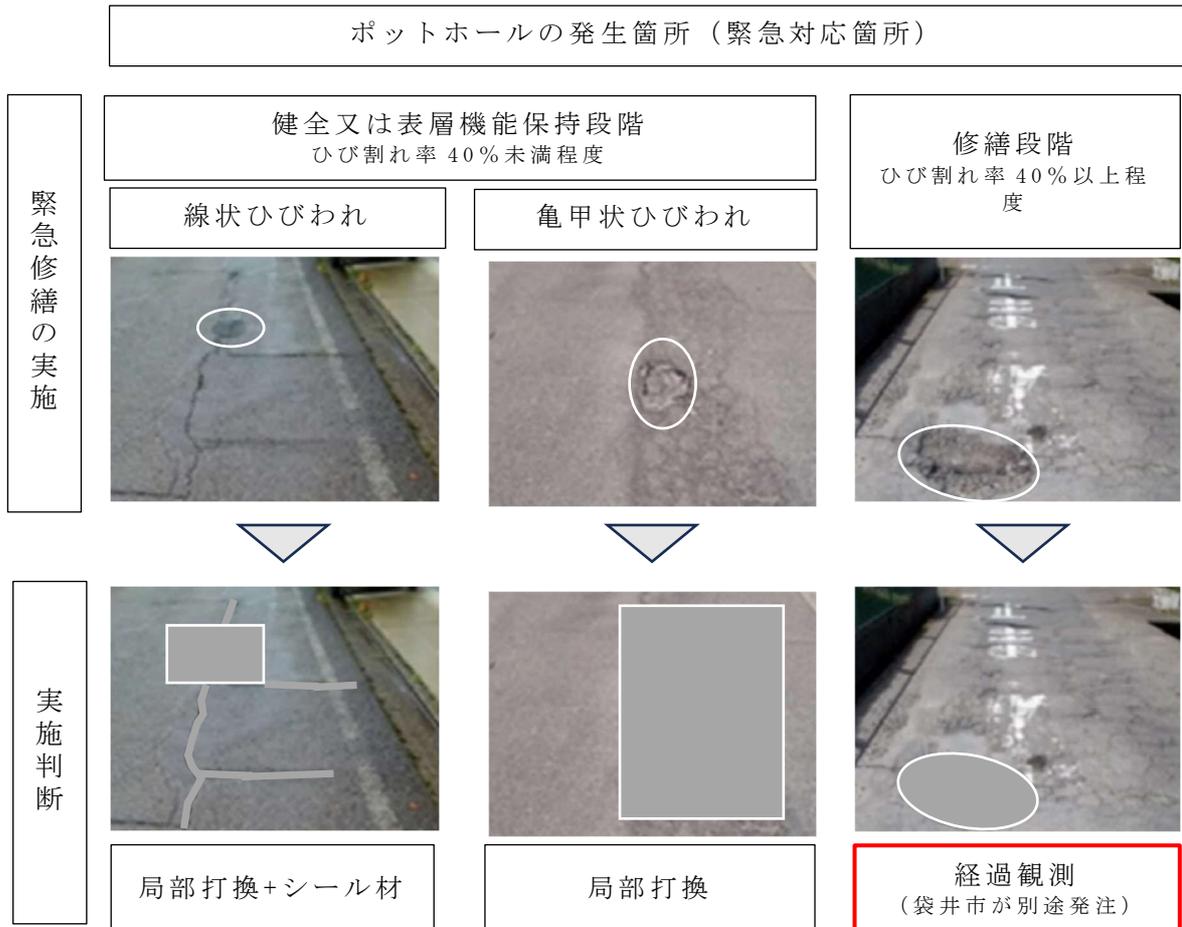
② 加熱混合式工法

加熱混合式工法による場合は、加熱アスファルト混合物を用いて施工するので、常温混合式工法に比較して既設舗装との付着がよく、耐久性や安定性に優れている。低温時期に施工する舗装の品質は混合物の温度に左右されるので、混合物の運搬には保温装置を装備した運搬車の使用や混合物をシートで覆う等、混合物の温度低下に配慮して施工する。

※（公社）日本道路協会 HP より

3. 「補修対応」について

緊急対応を実施した箇所については、その後できるだけ速やかに補修対応を実施する。なお、補修の範囲や時期は、破損状態や周辺の路面状況を現地確認し、損傷の状況により合理的な指標化を行い、補修優先順位を整理した上で、実施の判断や工法の検討を行うこと。



<補修対応の工法>

(1) 局部打換え

打換えの形状は、一般的には道路の中心線に平行な線を一辺とする長方形にする。打換えの面積が大きく、機械施工とする場合は、施工機械等の作業性から打換え部分の幅は2.5m以上必要である。打換えの舗装構成は、既設舗装構成と同程度とする。

(2) シール材注入工法（クラック補修）

太い線状ひびわれ、またはコンクリート舗装上のアスファルト層にみられるリフレクションクラック箇所等にシール材を充填（注入）する等の工法である

<補修対応の留意事項>

補修対応においては、下表2により留意して行うものとする。

表 2 補修対応時の留意事項

分類	留意事項
補修検討 ・補修方法 ・補修範囲	1) 適切な補修方法の選択 (オーバーレイ or A S 打換え or A S+路盤打換え等)
	2) 適切な補修範囲の設定 (損傷箇所を残した箇所からの拡大回避)
品質管理	3) 雨天時の施工は極力回避 加熱アスファルト合材の温度管理
技術向上	4) 施工会社のスキルの底上げ (空き時間に他社の施工現場の見学会等)
関係者間の調整	5) 数年内に別途市等が補修する箇所は実施しない (市とのコミュニケーション)
	6) 占用企業による復旧跡の品質向上の徹底 (マンホールの周辺からの損傷発生の回避)

<河川等の修繕について>

河川・排水路の修繕については、協議により対応方針を示すものとする。

【別紙 3】

道路施設点検パトロールマニュアル

1 事前準備

- (1) 市と調整し、週 1 回以上の実施日を決定する。

2 パトロール当日

- (1) 事前に指定された地区を半日かけパトロールを実施。
- (2) カーブミラー、区画線等の道路附属物も併せて点検する。(道路施設点検パトロール、点検項目を参照)
- (3) 確認した道路の異常については、包括管理業務委託先へ連絡する。
- (4) 道路の穴や倒木など、道路通行上支障となる事象については、応急処置を実施する。その後の対応について、インフラメンテナンス共有システムへ入力をする。

3 パトロール後

- (1) 点検パトロールの結果は報告書へ記入し袋井市維持管理課へ提出する。

道路施設点検パトロール、確認項目

点検項目 (内容)	点検の方法(視点)	異常箇所発見時の対応
破損	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装の剥がれはないか。 ・舗装のひび割れはないか。 ・道路構造物に破損はないか。 ・排水施設(L型、U字溝)に破損はないか。 ・交通安全施設に破損はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置が可能な場合は、措置をする。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置する。
陥没	<ul style="list-style-type: none"> ・道路陥没はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陥没原因を調査し、応急可能な場合は、措置をする。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置する。
落下物 投棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・落下物はないか。 ・投棄物はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除去、清掃する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置する。
崩壊 崩土	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊、崩土、地すべりはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置が可能な場合は、措置をする。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置する。
倒木 枯木	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木、枯木はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置が可能な場合は、措置をする。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置する。 ・民有地の木は、緊急時以外措置しない。
凍結 積雪	<ul style="list-style-type: none"> ・路面の凍結はないか。 ・路面の積雪はないか。 ・凍結防止剤の不足はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・凍結防止剤を散布する。 ・対応不可能の場合は、安全施設等を設置する。 ・凍結防止剤を補充する。
動物の 死骸	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の死骸はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境政策課に連絡する。 TEL 44-3115
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・水たまりはないか。 ・道路冠水はないか。 ・道路情報板の異常はないか。 ・カーブミラーの異常はないか。 ・道路交通、道路管理に支障のある事項(廃油、薬品、事故等)はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置が可能な場合は、措置をする。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置する。

道路施設点検パトロール、確認項目

種類 点検事項	通常パトロール	夜間パトロール	異常気象時等 パトロール
(1)路面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 穴ぼこ、不陸、凹凸段差 ・ 土砂等の堆積、散乱 ・ 側溝、水路の状況 ・ 湛水、凍結等の状況 ・ マンホール蓋 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区画線視認の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路面の陥没 ・ 落石、土砂崩壊 ・ 冠水
(2)路肩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装端部との取付段差 ・ 路肩部分の土砂堆積欠損 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 路肩の欠損、決壊
(3)排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路肩、排水施設の状況 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設の状況
(4)路上施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の状況 ・ 視線誘導標の状況 ・ 道路反射鏡の状況 ・ 道路標識の状況 ・ 道路照明の状況 ・ 歩車道境界ブロックの損傷 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視線誘導標の反射状況 ・ 標識の反射状況 ・ 道路照明の点灯状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路上施設の変形、損傷
(5)切土、盛土箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面の状況（亀裂、浮石） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面の状況（亀裂、崩壊）
(6)橋梁等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高欄、継手、橋面舗装の状況 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁の状況（洗掘、変形、損傷）
(7)トンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 覆工の状況（亀裂、漏水等） ・ 照明の状況 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 覆工、抗口の変形、損傷
(8)工事中箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通への危険の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安施設の設置、点灯状況 	
(9)不法占用及び不正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法占用 ・ 不正使用 ・ 路上放置車両 		
(10)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄 ・ 植栽樹木の状況 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒木